第１回
通常総代会資料

日 時：令和元年12月21日(土)　13時30分

場 所：周南市文化会館 大ホール

守りたいもの 伝えたいこと

～組合員とともに 次代へ～

伝えたい この故郷を 次代へ

JA山口県

JA 山口県農業協同組合

この資料は総代会当日必ずご持参下さい

ＪＡ綱領
― わたしたちＪＡのめざすもの ―

わたしたちＪＡの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1．地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。

1．環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。

1．ＪＡへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。

1．自主・自立と民主的運営の基本に立ち、ＪＡを健全に経営し信頼を高めよう。

1．協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

一人は万人のために　万人は一人のために

第１回 通常総代会次第

日　時　令和元年12月21日(土)　13時30分

場　所　周南市文化会館 大ホール

１．開　会　の　こ　と　ば

２．Ｊ　Ａ　綱　領　唱　和

３．組　合　長　挨　拶

４．来　賓　祝　辞

５．総　代　会　成　立　報　告

６．議　長　選　任

７．書　記　指　名

８．議　事

９．議　長　退　任

10．閉　会　の　こ　と　ば

目　　次

第１回　通常総代会附議事項 …… 1
会計監査人の選任 …… 2
規約の一部変更 …… 3
信用事業規程の一部変更 …… 4
「ＪＡバンク基本方針」の変更 …… 6
【参考資料】
ＪＡ山口県の概要及び上半期事業実績 …… 29
　機　構　図　等 …… 30
　上半期事業報告 …… 32
　上半期事業実績等 …… 37
　財務諸表の要約 …… 46
　統括本部別の主要実績 …… 47

※記載金額は表示の単位未満を切り捨てているため、内訳の数値を合計した金額と表示している合計金額は必ずしも一致しない場合があります。また、表示の単位で残高があるものは「0」で表示しています。あらかじめご了承下さい。

第１回 通常総代会附議事項

【議　　案】

第１号議案　　会計監査人の選任について（Ｐ2参照）

第2号議案　　規約の一部変更について（Ｐ3参照）

第3号議案　　信用事業規程の一部変更について（Ｐ4～5参照）

第4号議案　　総代会決議事項の補正変更の委任について
（附帯決議）　　総代会の決議事項中、行政庁に提出する書類が当該行政庁の指示に基づき補正変更を要する場合は、決議の主旨に反しない範囲において字句の修正等の補正変更を理事会に一任する。

【報告事項】　　「ＪＡバンク基本方針」の変更について（Ｐ6～28参照）

【特別宣言】　　准組合員と連携した農業振興ならびに地域活性化に関する特別宣言（案）（別紙参照）

第１号議案　会計監査人の選任について

平成27年に改正された農業協同組合法に基づき、当組合は、令和元年度以降は会計監査人を選任する必要があります。ついては、新たな会計監査人の選任をお願いするものであります。

本議案については、監事の協議による決定に基づいています。

１．みのり監査法人を会計監査人の候補者とした理由

監事が、みのり監査法人を候補者とした理由は、会計監査人としての品質管理体制、独立性、専門性及び適切性の有無、当組合の総合事業に対する理解度等を総合的に勘案のうえ検討した結果、当該監査法人が、当組合の会計監査人として適任であると判断したことに基づくものであります。

２．会計監査人候補者

会計監査人候補者の名称、所在地、沿革及び概要は次のとおりであります。

（令和元年9月1日現在）

名　　称	みのり監査法人
所　在　地	主たる事務所　東京都港区芝5-29-11 G-BASE 田町 従たる事務所等　全国46か所
沿　　革	平成29年6月　みのり監査法人設立
概　　要	構成人員　公認会計士　105名（試験合格者を含む） 農協監査士　382名（監査士補を含む） その他役職員　31名 合計　518名 クライアント数（監査証明業務提供先） 542先

第２号議案　規約の一部変更について

１．変更理由

監事監査規程の内容の充実に向けた変更を、監事の知見向上時や監事監査に関する体制の増強時、他での不祥事事例の発生時等、機を捉えて行えるようにするため、所要の変更（総代会決議事項から理事会報告事項へ変更）を行うものであります。

２．変更内容（新旧対照表）

（下線部分が変更箇所）

変　更　後	現　行
第４章　業務の執行及び会計 第１節　業務の執行 （諸規程の設定） 第30条　この組合の業務は、事業の種類別に定める業務規程及び業務の遂行上必要な諸規程によってこれを行う。 ２　前項の規程の設定、変更及び廃止は理事会でこれを定める。ただし、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、農地利用集積円滑化事業規程、農業経営受託規程及び特定農地貸付規程（削除）については、総会の決議を経なければならない。 （附則） この規約の変更は、令和元年12月21日から施行する。	第４章　業務の執行及び会計 第１節　業務の執行 （諸規程の設定） 第30条　この組合の業務は、事業の種類別に定める業務規程及び業務の遂行上必要な諸規程によってこれを行う。 ２　前項の規程の設定、変更及び廃止は理事会でこれを定める。ただし、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、農地利用集積円滑化事業規程、農業経営受託規程、特定農地貸付規程及び監事監査規程については、総会の決議を経なければならない。

第３号議案　信用事業規程の一部変更について

１．変更理由

当組合は、農業メインバンクとして、地域の多様なニーズに対応し、農業所得向上や地域活性化に向けた取組みを推進しているところであります。

今般、これらの取組みのさらなる強化を図るため、信用事業規程を変更し、農業法人等にかかる附帯事業等を実施することができるよう、所要の変更を行うものであります。

２．変更内容（新旧対照表）

（下線部分が変更箇所）

変　更　後	現　行
第１　事業の種類 １～14　（略） 15　上記１～14の事業に附帯する次の事業その他の事業 ⑴　農業法人等の合併・買収及び事業譲渡等に関する仲介並びに助言・指導 ⑵　農業法人等の経営に関する情報の提供・相談並びに助言・指導 ⑶　農業法人等の事務受託業務 16～17　（略）	第１　事業の種類 １～14　（略） （新設） 15～16　（略）
第２　事業の実施方法 １～14　（略） 15　その他の附帯事業 ⑴　農業法人等の合併・買収及び事業譲渡等に関する仲介並びに助言・指導 契約に定めるところにより依頼者又は提携先等から所定の手数料を徴することができる。 ⑵　農業法人等の経営に関する情報の提供・相談並びに助言・指導 契約に定めるところにより依頼者又は提携先等から所定の手数料を徴することができる。 ⑶　農業法人等の事務受託業務 契約に定めるところにより依頼者又は提携先等から所定の手数料を徴することができる。 16～18　（略）	第２　事業の実施方法 １～14　（略） （新設） 15～17　（略）

変　　更　　後	現　　行
第３　（略） （附則） 　この規程の変更は、行政庁の承認があった日から効力を生じる。	第３　（略）

報告事項　「ＪＡバンク基本方針」の変更について

定款第40条第２号の定めにより、信用事業再編強化法第４条の規定に基づき農林中央金庫が定める「ＪＡバンク基本方針」の内容（概要）を以下のとおり報告いたします。

１　「ＪＡバンク基本方針」について

⑴　組合員・利用者の皆様に便利・安心なＪＡバンクをご利用いただくため、「ＪＡバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組みとＪＡバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組み（以下「ＪＡバンクシステム」という）を定めています。

⑵　一体的事業運営の取組みとして、ＪＡバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。

⑶　また、破綻未然防止の取組みとして、ＪＡ・信連（以下「ＪＡ等」という）が農林中央金庫（以下「農林中金」という）に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。

⑷　なお、ＪＡ等による経営改善に向けた取組みを支援するため、ＪＡ等が資金拠出したＪＡバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。

⑸　基本方針は、金融情勢の変化、ＪＡ等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

２　平成31年３月14日変更の主な内容

平成31年３月14日開催の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認されました。

総合事業経営の継続を第一として、総合事業経営はＪＡのみに認められているとの認識のもと、個々の経営体およびＪＡバンクシステムの健全性・安全性について、社会全体から盤石の信頼を得るため、主に以下のとおり変更され、適用されることとなりました。

⑴　中央会系統の組織変更に伴う対応

ａ　従来、中央会系統と共管してきた要改善ＪＡ制度について、所要の指導範囲の見直しを行ったうえで、ＪＡバンク単独の制度として再構築する。

ｂ　必要があるときは、中央会系統と連携を図る旨を規定する。

⑵　ＪＡバンク指導範囲の見直し

ａ　要改善ＪＡ指定基準について、ストレステスト後自己資本比率に一本化のうえストレス内容を拡充する。

ｂ　資産精査実施基準について、経営体力に比して投資規模が大きなＪＡなどを対象先に追加する。

ｃ　風評リスクや総合事業運営に疑義が生じるリスクに対処するため、経営に重大な影響を及ぼしうる事案は、信用事業に限らず指導対象とする。

⑶　その他

a　会計監査人から、不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合のＪＡバンク指導の枠組みを追加する。

b　東日本大震災の震災特例支援の終了に伴い、当該支援に関する項目を削除する。

c　系統預け金の預入義務について、農林中金の預金施設見直しに伴う必要な手当てを行う。

⑷　適用日

各変更項目の適用日は以下のとおりです。

- ⑴ａ、ｂ、⑵ｃ：令和元年９月末
- ⑵ａ、ｂ：令和２年度（令和元年事業年度決算報告から）
- ⑶ａ：令和元年度
- ⑶ｂ、ｃ：当該承認の日

（添付資料）

ＪＡバンク基本方針（変更後）

以　上

添付資料

平成 14 年 1 月 1 日　制定
平成 14 年 9 月 18 日　変更
平成 15 年 6 月 26 日　変更
平成 16 年 6 月 25 日　変更
平成 17 年 6 月 24 日　変更
平成 18 年 6 月 27 日　変更
平成 19 年 6 月 26 日　変更
平成 20 年 6 月 25 日　変更
平成 22 年 3 月 26 日　変更
平成 23 年 9 月 16 日　変更
平成 25 年 3 月 22 日　変更
平成 26 年 6 月 25 日　変更
平成 28 年 3 月 16 日　変更
平成 30 年 3 月 16 日　変更
平成 31 年 3 月 14 日　変更

ＪＡバンク基本方針

（系統信用事業の再編と強化にかかる基本方針）

農林中央金庫

ＪＡバンク基本方針：目　　次

ＪＡバンク基本方針 …… 10

基本方針別紙体系図 …… 16

別紙１－１　ＪＡ・信連の経営状況に関する報告等 …… 17
　　２　ＪＡ・信連の業務執行体制に関する報告等 …… 18

別紙２－１　指定基準と経営改善取組内容（財務）…… 19
　　２　指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）…… 20

別紙３　資金運用制限の内容 …… 21

別紙４　指定支援法人によるレベル格付ＪＡ・信連にかかる
支援策と支援の前提条件 …… 22

別紙５－１　会計監査人監査に代わる調査…… 24
　　２　事業再編選択ＪＡにかかる本方針の適用ならびに指定支援法人
による支援策と支援の前提条件 …… 25

別紙６　指定支援法人による再編成希望ＪＡにかかる支援策と支援
の前提条件 …… 26

別紙７　基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）…… 27

別表　特定承継会社にかかる本方針の適用 …… 28

ＪＡバンク基本方針

Ⅰ　「ＪＡバンクシステム」の基本的方向

「ＪＡバンク会員」（農林中金の会員のうち信用事業を行うＪＡと信連、および農林中金）は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取組むことにより、「ＪＡバンクシステム」を確立する。

（以下、本方針において、特に注記のない限り、「ＪＡ」には１県１ＪＡを含み、「信連」には農林中金へ一部事業譲渡を行った信連を含むものとする。農林中金が信用事業を譲り受ける際に設置する特定承継会社については、別表のとおり本方針を適用する。）

1　ＪＡ・信連・農林中金の総合力を結集し、全体として実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムを確立する。

2　全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行う。

3　ＪＡバンク全体として、資金を安全かつ効率的に運用・活用し、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止する。

4　経営破綻を未然に防止するため、問題の早期発見により経営改善を行うとともに、経営改善が困難な場合には、速やかに組織統合を行う。

5　指定支援法人に基金を設定し財源を予め確保するとともに、経営改善や組織統合に必要な支援を行う。

Ⅱ　「ＪＡバンク会員」の役割等

1　農林中金の役割

⑴　農林中金は、ＪＡバンクの総合的戦略を樹立するとともに、本方針に基づき、信連・ＪＡに対して必要な指導を行う。

⑵　農林中金は、ＪＡバンクシステムの適切な運営を行うため、経営管理委員会の下に信連・ＪＡの代表者等からなる「ＪＡバンク中央本部」（以下「中央本部」という。）を設置する。

本方針に基づく個別指導の発動、指定支援法人への支援要請、本方針を遵守しない会員に対するペナルティー措置の発動等に関しては、必ず中央本部に付議する。

⑶　農林中金は、特定承継会社を適切に運営する。

⑷　農林中金は、⑴の役割を的確かつ効率的に果たすため、Ⅲの３の報告等にかかわらず、なお必要がある場合、ＪＡ・信連が会計監査を受ける会計監査人との間で情報連携を図る。

2　ＪＡ・信連の役割

⑴　ＪＡ・信連は、本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する。

⑵　信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）は「ＪＡバンク県本部」を設置し、管内ＪＡが本方針を遵守するように指導し、ＪＡは信連の指導を遵守する。なお、管内ＪＡの合意が得られる場合は、本方針より厳しい基準に基づいて指導することができる。

⑶　信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金、１県１ＪＡ県域においてはＪＡ。）は、ＪＡバンクの総合的戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営に取組む。

3　中央会との連携

⑴　農林中金は、Ⅱの１の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、全国農協中央会および都道府県農協中央会と連携を図る。

⑵　信連は、Ⅱの２の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、都道府県農協中央会と連携を図る。

⑶　農林中金は、⑴の一環として、Ⅲの３⑴に基づきＪＡから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、全国農協中央会および都道府県農協中央会との間で情報連携を図る。

⑷　信連は⑵の一環として、Ⅲの３⑴に基づきＪＡから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、都道府県農協中央会との間で情報連携を図る。

Ⅲ　「ＪＡバンク会員」の責務

１　ＪＡバンクの一体的な事業運営

ＪＡ・信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金）は、次のとおり、ＪＡバンクの総合的戦略に基づいて、一体的な事業運営を行う。

⑴　ＪＡ・信連は、ＪＡバンクにおいて基本とするシステム（ＪＡＳＴＥＭ、系統決済データ通信システム）・事務により、全国どこでも統一された金融商品・サービスの提供を行う。

⑵　ＪＡ・信連は、災害等の発生により業務継続に支障が生じた場合であっても、利用者に必要な金融サービスが全国どこでも提供できるよう、別途定めるＪＡバンク業務継続基本要綱を遵守する。

⑶　ＪＡ・信連は、法令等を遵守した適切な金融商品・サービスを提供するため、別途定める国債窓販業務取扱要綱および系統投信窓販業務取扱要綱を遵守する。

２　ＪＡバンク全体の安全・効率運用の確保

ＪＡ・信連は、ＪＡバンク全体での安全・効率運用の確保を図るため、次のとおり、信連・農林中金に対する資金の預入等を行う。

⑴　ＪＡは信連・農林中金に、信連は農林中金に貯金の相当割合を預け入れすることとし、この割合は、原則として、２分の１を下限とする。

ただし、ＪＡは信連に、余裕金の相当割合を預け入れすることも可能とし、この割合は、原則として、３分の２を下限とする。

⑵　ＪＡ・信連は、別途定める相互援助預金預託基準を遵守する。

⑶　ＪＡ・信連は、別途定める余裕金運用にかかる自主ルールを遵守する。

３　経営状況の報告等

⑴　ＪＡ・信連は、ＪＡバンクシステム運営の基礎として、経営管理資料、体制整備状況、検査・監査の指摘事項等、その他経営状況に関する事項等について、ＪＡは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金に報告を行うほか、農林中金が求める調査に応じる。

⑵　本方針に定める基準に該当するＪＡは、農林中金が信連と連携して行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。

⑶　本方針に定める基準に該当する信連は、農林中金が行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。

（注）　⑴の経営状況に関する報告および⑵　⑶の資産精査・実査の基準については、**別紙１－１**および**１－２**に定める。

４　資金運用制限ルールの遵守

資金運用（貸出・有価証券等）が体制と能力を超えて行われることを防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準、業務執行体制にかかる基準に該当するＪＡ・信連は、資金運用範囲の制限を行い、体制、体力に応じた資金運用とし、リスク抑制による損失拡大を防止する。

（注）　資金運用制限ルールの発動基準は、**別紙２－１**および**２－２**に、資金運用制限の内容は、**別紙３**に定める。

5　経営改善ルールの遵守

⑴　経営悪化や破綻を未然に防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準に該当するＪＡ・信連は、経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強、信用事業の再編（以下「事業再編」という。）等の経営改善策を実行する。また、業務執行体制にかかる基準に該当するＪＡ・信連は、体制の見直し等の業務執行体制の改善を実行する。

⑵　この場合、ＪＡ・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

（注）　⑴の経営改善ルールの発動基準は、**別紙２－１**および**２－２**に、⑵の支援策および支援の前提条件は、**別紙４**に定める。

6　組織統合ルールの遵守

⑴　ＪＡバンクシステムの信頼性と金融機能の維持を図るため、ＪＡ・信連は、経営継続上の重大な問題が生じた場合に、６か月以内（経営破綻の場合直ちに）に、ＪＡは信連・農林中金に、信連は農林中金に信用事業譲渡等を行う。

⑵　この場合、ＪＡ・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

⑶　この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったＪＡは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

（注）　⑴の組織統合ルールの発動基準は、**別紙２－１**および**２－２**に、⑵の支援策および支援の前提条件は、**別紙４**に定める。

7　会計監査人監査等への適切な対応

⑴　法令または定款により会計監査人を置くべきＪＡ・信連は、内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人による会計監査（以下「会計監査人監査」という。）に基づいて経営の透明性および信頼性を確保する。

⑵　⑴に該当しないＪＡは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該ＪＡは、内部統制を適切に確立したうえで、当該定款の定めを設けるまでの間農林中金が求める会計監査人監査に代わる調査に応じる。

（注）　⑵の調査の実施基準および内容は、**別紙５－１**に定める。

8　信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守

⑴　営農・経済事業に注力することを目的として信連・農林中金への信用事業譲渡による信用事業運営体制の再編成を希望するＪＡ（以下「再編成希望ＪＡ」という。）は、信用事業譲渡を含めた信用事業再編成計画を策定し、実践する。

⑵　この場合、ＪＡが指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

⑶　この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったＪＡは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

（注）　⑵の支援策および支援の前提条件は、**別紙６**に定める。

9　指定支援法人への財源拠出

⑴　ＪＡ・信連・農林中金は、指定支援法人に対して、別途定める基準（負担割合等）に基づき、毎年度必要な財源拠出等を行う。

⑵　この拠出負担金割合は、各県における問題発生の有無等に応じて、格差をつけるものとする。

Ⅳ　「ＪＡバンク会員」が享受するメリット

本方針を遵守する「ＪＡバンク会員」は次のメリットを享受することができる。

1　「ＪＡバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知。

2　全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い。

3　農林中金がサービスマーク登録を行っている「ＪＡバンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用。
4　指定支援法人の支援。

Ⅴ　基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

ＪＡバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、ＪＡバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

（注）　基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）は、**別紙７**に定める。

Ⅵ　基準等の変更

本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、ＪＡバンク会員の経営状況等を踏まえ、ＪＡバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

（附　則）

1　平成16年6月25日付一部変更に伴う**別紙２**の基準の適用については、平成15事業年度にかかるＪＡ・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。

2　平成17年6月24日付一部変更に伴う**別紙２**の基準の適用については、平成16事業年度にかかるＪＡ・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。

3　平成17年6月24日付一部変更に伴う、**別紙３－１**、**３－３**の自力再建型資本注入を受けたＪＡにかかる基準、**別紙４**の組織統合型・自力再建型資本注入の支援実施の前提条件については、平成17年6月24日以降のＪＡバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入案件より適用する。

4　平成18年6月27日付一部変更に伴う、**別紙２**の資産精査の実施基準の適用については、平成17事業年度にかかるＪＡ・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。

5　平成19年6月26日付一部変更に伴う、**別紙４**の組織統合型・自力再建型資本注入および資金贈与の支援実施の前提条件については、平成19年6月26日以降のＪＡバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入および資金贈与の案件より適用する。

6　平成20年6月25日付一部変更に伴う、**別紙２**の資産精査・業務執行体制にかかる実査の実施基準の適用については、平成19事業年度にかかるＪＡ・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査・実査より適用する。

7　平成22年3月26日付一部変更に伴う基準等の適用については、平成21年12月期決算にかかるＪＡ・信連の経営状況の報告より適用する。

8　平成25年3月22日付一部変更に伴う、**別紙１－２**の新たな業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング）については、平成25事業年度の「業務執行体制に関する報告」より適用する。

9　平成25年3月22日付一部変更に伴う、**別紙２－２**の要改善ＪＡ（体制整備基準）および体制整備の指定基準によるレベル格付については、平成24・25・26事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、改善に向けた取組みが行われている場合には指定を行わない。

10　平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙２－２**の要改善ＪＡ(体制整備基準) の指定にあたっては、平成27事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、猶予期間を設けない。

11　平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙２－１**の要改善ＪＡ(経営点検基準) にかかるレベル格付基準については、平成27年1月1日より適用する。なお、指定後経過期間については、平成 26 年 1 月 1 日時点で既に要改善ＪＡ(経営点検基準) に指定を受けているＪＡには「指定後２年経過」を「１年経過」に短縮のうえ適用する。

12　平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙２－２**の「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事が発生した場合」の基準については、平成27年1月1日より適用する。

13　平成28年3月16日付一部変更については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号) の施行日 (平成28年4月1日) より適用する。

14　平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、Ⅲの７、**別紙１－１**の会計監査報告の写しの提出、**別紙１－２**の会計監査人の退任にかかる報告および業務執行体制にかかる実査 (オンサイトモニタリング) の実施基準、**別紙２－２**の指定基準ならびに**別紙５－１**については、平成 31 事業年度より適用する。

15　平成30年3月16日付一部変更に伴う、**別紙４**の資本注入 (事業再編型) および資金贈与 (財務支援・事業再編型) にかかる支援の前提条件は、平成 30 年 3 月 16 日時点で既にレベル１、２の指定を受けているＪＡには「指定後１年以内」を「平成 31 年 3 月 16 日まで」と読み替えて適用する。

16　平成 30 事業年度または平成 31 事業年度の開始の時において農業協同組合法施行令第 22 条第１項に定める規模に達しておらず、かつ、事業再編による経営基盤の強化を選択することを理事会、経営管理委員会または総会等で決定したうえで、その旨を平成 31 年 5 月 31 日までに農林中金に報告したＪＡ(レベル格付の指定を受けているＪＡを除く。以下「事業再編選択ＪＡ」という。) にかかる本方針の適用ならびに支援策と支援の前提条件は、**別紙５－２**による。

17　**別紙２－２**にかかわらず、平成 31 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において資金運用体制 (貸出・審査体制) の未整備が確認されたＪＡのレベル格付指定までの猶予期間は、ＪＡバンク健全化要綱において定める。

18　平成31年3月14日付一部変更に伴う、Ⅱの３、Ⅲの３、**別紙１－１**、**別紙１－２**の中央会等との連携およびＪＡ全国監査機構監査にかかる報告等については平成31年9月30日より適用する。ただし、当該日より前に組織変更を行った都道府県農協中央会については、当該組織変更を行った時より適用する。

19　平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、**別紙１－２**の会計監査人にかかる業務執行体制に関する報告、業務執行体制にかかる実査 (オンサイトモニタリング) の実施基準、**別紙２－２**のレベル格付 (会計監査) の指定基準については、平成31事業年度より適用する。

20　平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙１－１**の資産精査の実施基準、**別紙２－１**の要改善ＪＡ(経営点検基準) の指定基準については、平成 31 事業年度にかかるＪＡ・信連の経営状況の報告より適用する。

21　平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙１－２**の不祥事等が発生・発覚した場合の対応、**別紙２－２**のレベル格付 (不祥事点検) および要改善ＪＡ(不祥事点検基準) の指定基準等については、平成31年9月30日より適用する。

以上

基本方針別紙体系図

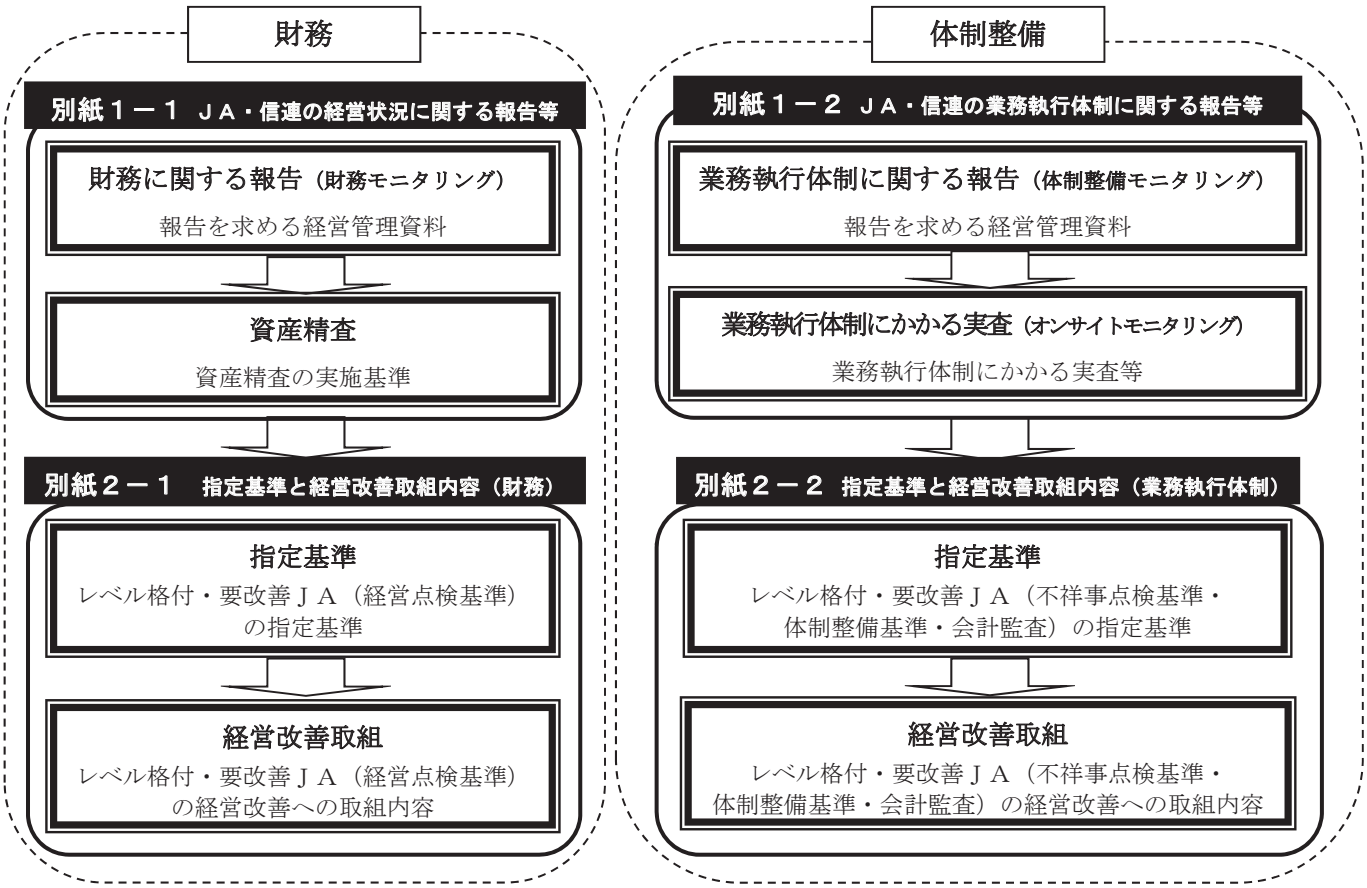

別紙３　資金運用制限の内容

資金運用制限

資金運用制限の運用対象、資金運用制限の一時留保

別紙４　指定支援法人によるレベル格付ＪＡ・信連にかかる支援策と支援の前提条件

指定支援法人によるレベル格付ＪＡ・信連にかかる支援

活用可能な支援策と支援の前提条件

別紙５－１　会計監査人監査に代わる調査

会計監査人監査に代わる調査

実施基準と調査内容

別紙５－２　事業再編選択ＪＡにかかる本方針の適用ならびに支援策と支援の前提条件

指定支援法人による事業再編選択ＪＡにかかる支援

活用可能な支援策と支援の前提条件

別紙６　指定支援法人による再編成希望ＪＡにかかる支援策と支援の前提条件

指定支援法人による再編成希望ＪＡにかかる支援

活用可能な支援策と支援の前提条件

別紙７　基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

勧告・警告・強制脱退

別紙１－１

ＪＡ・信連の経営状況に関する報告等

１　財務に関する報告（財務モニタリング）

ＪＡ・信連は、経営状況に関する事項として、以下の資料等について、ＪＡは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

経営管理資料		
	通期実績	○ 通期決算実績および事業計画にかかる基礎情報 ○ 事業量・Ｂ/Ｓ・Ｐ/Ｌ・自己資本比率・余裕金運用の状況等の基礎情報 ○ 会計関連資料：減損損失、繰延税金資産等（ＪＡ） ○ 決算速報（信連）
	上半期実績（仮決算）	○ 事業量・損益にかかる基礎情報
	期末の決算見込	○ 損益・自己資本比率による基礎情報（ＪＡ）
その他経営状況に関する事項		
	指導業務の遂行上必要な場合、求められた報告を行う。	
系統ＢＩＳシステムを使用した経営状況に関する報告		
	ＪＡ・信連は系統ＢＩＳシステムを使用して報告を行い、農林中金・信連は、指導業務の遂行上必要な場合、系統ＢＩＳシステムによるモニタリングを行う。	

・報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについては、ＪＡバンク健全化要綱において定める。）
・上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

２　資産精査の実施基準

「財務に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が精査対象として決定したＪＡ・信連は、農林中金が信連と連携して行う（精査対象が信連の場合、農林中金が行う）資産の精査に応じる。

➢ **「財務に関する報告」をもとに算定した数値が以下に該当する場合**

○別紙２－１に定めるレベル格付の指定基準に該当する場合
○別紙２－１に定める要改善ＪＡの指定基準のうち、「ストレステスト後自己資本比率８％未満」に該当する場合
○以下の項目が指定基準に該当する場合

貸出等 信用供与	(1)分類債権比率	対信用供与額 20%以上
	(2)貯貸率	70%以上
	(3)特定業種への与信	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 （ＪＡについての具体的な基準は、ＪＡバンク健全化要綱で定める）
	(4)大口与信先への与信（ＪＡに限り適用）	
	(5)非保全債権(大口与信先のうち要管理先以下）考慮後自己資本比率	
有価証券	(1)貯証率（ＪＡに限り適用）	15%以上 （ＪＡバンク健全化要綱で定める場合には資産精査を省略できる）
固定資産等	(1)事業利益赤字	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 （ＪＡについての具体的な基準は、ＪＡバンク健全化要綱で定める）
	(2)他部門運用（ＪＡに限り適用）	

○信用事業にかかる残高・損益・経営指標・資産の健全性に大きな変化が明らかである場合

➢ **行政検査・会計監査人監査における指摘や、事故・不祥事等があり、「財務に関する報告」の信頼を失うような事態が生じた場合**
➢ **行政検査を拒否した場合**

ＪＡ・信連の業務執行体制に関する報告等

１　業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング等）

ＪＡ・信連は、業務執行体制の整備状況に関する事項として、以下の資料等について、ＪＡは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

体制整備状況

○ **内部監査体制、事務リスク管理体制、貸出・審査体制、余裕金運用体制、リスク管理体制、法令等遵守状況　等に関するもの。**

※　ＪＡにおいては、ＪＡバンク健全化要綱に定める体制整備基準にかかる体制整備計画・整備状況について、信連等の実査結果を踏まえ報告する。

行政検査・会計監査人の指摘事項等

行政庁命令または以下の指摘事項等があった場合、その旨を速やかに報告する。

- 資金運用体制やリスク管理体制等の体制上の問題に関するもの
- 法令等遵守状況に関するもの
- 自己査定の適正性に関するもの

不祥事等

不祥事等（重大な係争案件を含む）が発生・発覚した場合は、レベル格付・要改善ＪＡ制度（不祥事点検基準）への該当有無を含め、その旨を速やかに報告する。

※　ＪＡにおいては、ＪＡバンク健全化要綱に定める不祥事点検基準にかかる再発防止策・取組状況について報告する。

会計監査人

○ 会計監査人が退任する場合、退任時期、退任理由および後任の会計監査人等※の選任の状況を速やかに報告する。

○ 会計監査人からの会計監査報告を速やかに報告する。限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合は、その要因等についても報告する。

※　農業協同組合法に定める一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。

- 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについては、ＪＡバンク健全化要綱において定める。）
- 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

２　業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング等）

（１）「業務執行体制に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が実査対象として決定したＪＡ・信連は、農林中金が信連と連携して行う（実査対象が信連の場合、農林中金が行う）実査に応じる。

- **不祥事等が発生・発覚した場合**
- **行政検査・会計監査人監査で重大な指摘を受ける等、「業務執行体制に関する報告」の内容に後日疑義が生じた場合**
- **法令または定款により会計監査人を置くべきＪＡ・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合**
- **会計監査人から限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合**

- 業務執行体制にかかる実査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについては、ＪＡバンク健全化要綱において定める。）

（２）ＪＡは、信連等が「業務執行体制に関する報告」の点検・判定のため行う毎年度の常例の実査に応じる。

別紙2－1

指定基準と経営改善取組内容（財務）

1　レベル格付

別紙１－１の報告をもとに、以下の基準に該当するＪＡ・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル１	要改善ＪＡ（経営点検基準）指定後２年経過しても改善の目処が立たない場合	２年以内に、要改善ＪＡ指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善
	実質自己資本比率※ **６％以上～８％未満**	２年以内に、格付を解消する水準に改善
レベル２	当該事業年度の末日の自己資本比率が８％未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いＪＡ	１年以内に、事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議により承認を受ける
	実質自己資本比率 **４％以上～６％未満**	１年以内に、レベル１の水準に改善
レベル３	レベル１・２指定ＪＡが改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を６か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 **４％未満**	

※実質自己資本比率は、農業協同組合法に基づく最終事業年度の末日の自己資本の額から中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した項目を控除して算定する。資産精査実施先については資産精査の結果を踏まえた実質自己資本比率を採用する。

・ レベル格付の指定を受けたＪＡ・信連は、別紙３により資金運用範囲の制限を行う。
・ 指定を受けたＪＡ・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、以下の経営改善策に取り組む。

＜経営改善取組内容＞
- 経営管理の強化
- 増資・内部留保積上げ等の自己資本増強
- 不良資産の処理等の財務健全化
- 経費削減等による収支改善　等

2　要改善ＪＡ（経営点検基準）

別紙１－１の報告をもとに、以下の基準に該当するＪＡは経営改善に取り組む。

指定基準	改善目標期間
○ ストレステスト後自己資本比率８％未満 （ＪＡにかかるストレステストの具体的な基準については、ＪＡバンク健全化要綱で定める）	経営改善計画において定める期間

・ 要改善ＪＡの指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
・ 指定を受けたＪＡは、経営改善計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

（共通）

・ 当該事業年度の末日に上記の実質自己資本比率にかかるレベル１・２指定基準または要改善ＪＡの指定基準に該当する蓋然性が高いＪＡについて、農林中金は指定を行い、早期に指導を行うことができる。
・ 上記の指定基準、経営改善取組内容等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについては、ＪＡバンク健全化要綱において定める。）
・ 農林中金は、ＪＡバンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）

１　レベル格付

別紙１－２の報告により以下の指定基準に該当するＪＡ・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	
レベル１	資金運用体制	○　体制整備基準のうち資金運用体制の項目が未整備 ○　行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制）を受けた場合
	不祥事点検	○　「要改善ＪＡ（不祥事点検基準）」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○　「要改善ＪＡ（不祥事点検基準）」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○　役員が関与する等ＪＡのガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合
	体制整備	○　「要改善ＪＡ（体制整備基準）」指定後に策定される体制整備計画で定める期間において改善の目処が立たない場合
	会計監査	○　法令または定款により会計監査人を置くべきＪＡ・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ○　会計監査人から、不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合
レベル２	○　レベル１指定後２年経過しても、格付解除の目処が立たない場合	
レベル３	○　経営継続に支障を来す重大な問題あり	

・　レベル格付の指定を受けたＪＡ・信連は、別紙３により資金運用範囲の制限を行う。
・　レベル３の指定を受けたＪＡ・信連は、組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を６か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行する。
・　指定を受けたＪＡ・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、農林中金との協議により、以下の経営改善策を策定し取り組む。

＜経営改善取組内容＞

➢　相互けん制機能強化等、資金運用体制の整備・見直し、会計監査人から無限定適正意見の会計監査報告を受ける　等

２　要改善ＪＡ（不祥事点検基準・体制整備基準）

別紙１－２の報告により、以下の基準に該当したＪＡは、経営改善に取り組む。

	指定基準
要改善ＪＡ （不祥事点検基準）	○　不祥事が発生し以下の不祥事点検基準に該当 ・組織性、隠蔽、長期間、反復、多額等 ○　行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制以外）を受けた場合
要改善ＪＡ （体制整備基準）	○　体制整備基準（資金運用体制以外）の項目が未整備

・　要改善ＪＡの指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
・　指定を受けたＪＡは、要改善ＪＡ（不祥事点検基準）にあっては再発防止策、要改善ＪＡ（体制整備基準）にあっては体制整備計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

※　レベル格付および要改善ＪＡの指定にあたり、別紙１－２の報告（体制整備モニタリング）において体制整備基準項目の未整備が確認された場合、指定まで６か月間の猶予期間を設ける。この間、該当ＪＡは速やかに体制整備に取り組む。

（共通）

・　上記の指定基準、経営改善取組内容、経過措置等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについては、ＪＡバンク健全化要綱において定める。）
・　農林中金は、ＪＡバンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

別紙3

資金運用制限の内容

別紙２－１・２－２により、レベル格付に指定されたＪＡ・信連は、原則以下の資金運用制限を行い、信連・農林中金と月次資金協議を行って運用する。

１　ＪＡ

	運用対象	
レベル１	貸出	・地公体向け貸出 ・地公体外郭団体（地公体が保証あるいは損失補償を行う先）に対する貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・自組合貯金担保、共済担保、有価証券担保貸出 ・その他ＪＡバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	・国債　地方債　政府保証債 ・農林債券 ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。
レベル２　レベル３	貸出	・新規資金運用は信連･農林中金への預け金に限定する。 ※ただし、以下を除く ・自組合貯金担保貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・その他ＪＡバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。

２　信連

	運用対象
レベル１	○ 新規運用は、正常先または優良担保保証付案件への貸出や、公共債等の低リスク銘柄への投資に限定。 ○ 運用総枠、業種別・格付別シーリング、与信期間等の設定。 ○ ロスカットルールの厳格化。
レベル２　レベル３	○ 新規与信行為の停止。

（共通）

- 次期決算期までに、事業再編または組織統合を行うこと、経営改善・資本注入により当該レベル区分以上に自己資本比率が改善すること、資金運用体制にかかる体制整備基準に基づく問題解消が確実な場合、または再発防止策（体制整備計画）の着実な実践により問題解消が確実な場合、特定の地域・事業に限定されたガバナンスに問題ある不祥事件の場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の一部または全部の適用を、一時留保・修正することができる。
- 係争案件等を抱えるケースで、十分な対策が事前に用意できている場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の適用を一時留保することができる。
- その他、ＪＡにおいて、資金運用制限の適用を留保することができる場合の取扱い等については、ＪＡバンク健全化要綱で定める。
- 資金運用制限適用の一時留保・修正については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

別紙4

指定支援法人によるレベル格付ＪＡ・信連にかかる支援策と支援の前提条件

レベル格付の指定を受けたＪＡ・信連が、経営改善を実施するうえで、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

レベル格付と活用可能な支援策		支援供与水準（以下の範囲内で事案毎に中央本部で審議）	支援の前提条件
利子補給（レベル1～3）		○対象となる借入れ：貯払い資金または事業再編もしくは組織統合に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10年以内 ○利子補給率：１%以内	○経営責任の明確化を行うこと ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
債務保証（レベル1～3）		○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10年以内 ○保証割合：100%以内 ○保証料率：0.1%以内	○利子補給と同じ
資本注入	事業再編型（レベル1～3）	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル１、２ＪＡについては、ＪＡの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後１年以内に決定すること ○10年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	緊急支援型（レベル2）	○一次支援：経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援：事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が８%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いＪＡ」としてレベル２の指定を受けること ○一次支援を行う場合：ＪＡの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議による承認を指定後１年以内に受ける方針および自己責任を果たす方針を決定すること ○二次支援を行う場合： ・事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議による承認を指定後１年以内に受けること ・自己責任を果たすこと ・10年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	自力再建型（レベル1～2）	○自己資本比率４%超10%までの範囲内	○責任ある経営体制を確立すること ○以下について実効的な経営改善策を策定すること ・10年以内に確実に消却原資を確保すること ・注入する資本控除後の実質自己資本比率を経営改善の開始後５年以内に８%以上に改善すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること

資金贈与	**費用助成** **（レベル 1～3）**	○助成対象：ＪＡ信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は５年間を上限）	○利子補給と同じ
	財務支援・事業再編型 **（レベル 1～3）**	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル１、２ＪＡについては、ＪＡの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後１年以内に決定すること ○破綻処理３原則（減資、経営責任の追及、組織の消滅）に準じた対応を行うこと（貯保法を適用する破綻処理の場合には破綻処理３原則を遵守） ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	財務支援・緊急支援型 **（レベル 2）**	○一次支援：経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援：事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が８％未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いＪＡ」としてレベル２の指定を受けること ○一次支援を行う場合：ＪＡの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議による承認を指定後１年以内に受ける方針および破綻処理３原則に準じた対応を行う方針を決定すること ○二次支援を行う場合： ・事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議による承認を指定後１年以内に受けること ・破綻処理３原則に準じた対応を行うこと ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
損害担保	**事業譲渡型** **（レベル 1～3）**	○対象債権：ＪＡ信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の 50%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その 50%以上を指定支援法人に納付 ○期間：10 年以内	○利子補給と同じ ○責任ある事業運営体制を確立すること ○事業譲渡による抜本処理が最適であると判断されること
	一部事業譲渡型※ **（レベル 1～2）**		

※ 一部事業譲渡型：ＪＡにおける農業者向け取引の一部を信連・農林中金に譲渡し、地域農業基盤の維持・強化の観点から、一定の時間をかけながら債務者管理・経営改善支援をより適切に行う場合

・ 支援の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについてはＪＡバンク健全化要綱において定める。）

・ 中央本部の審議を経る計画には、具体的な経営改善策または組織統合の内容を盛り込む。

・ 農水産業協同組合貯金保険法に基づく資金援助を補完するため、債務保証、資本注入（事業再編型）、資金贈与（財務支援・事業再編型）を活用することができる。

・ ＪＡバンク全体の信用秩序を維持する上で緊急かつ必要やむを得ないと認めた場合には、例外的な取扱いができるものとし、その実施については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

別紙5－1

会計監査人監査に代わる調査

以下の実施基準に該当し、かつ農林中金が調査対象として決定したＪＡは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるまでの間、以下の調査に応じる。

○各事業年度の開始の時において農業協同組合法施行令第 22 条第１項に定める規模に達しておらず、かつ当該事業年度に開催される通常総会の時点で会計監査人を置く旨の定款の定めを設けていないＪＡ

＜調査の内容＞

- **計算書類等の正確性の検証**
- **内部管理態勢の有効性の検証**
- **会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についてのＪＡ代表理事との協議**

・調査の具体的な内容等については、ＪＡバンク健全化要綱において定める。

別紙５－２

事業再編選択ＪＡにかかる本方針の適用ならびに指定支援法人による支援策と支援の前提条件

１　本方針の適用

（１）事業再編選択ＪＡについては、Ⅲの７（2）および別紙５－１を下表のとおり読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
Ⅲの７（2）	（1）に該当しないＪＡは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該ＪＡは、	（1）に該当しない事業再編選択ＪＡは、
	当該定款の定めを設けるまでの間	事業再編が完了するまでの間
別紙５－１	＜調査の内容＞ ➢ 計算書類等の正確性の検証 ➢ 内部管理態勢の有効性の検証 ➢ 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についてのＪＡ代表理事との協議	＜調査の内容＞ ➢ 計算書類等の正確性の検証 ➢ 事業再編の進捗状況の確認

（２）別紙２－２にかかわらず、事業再編選択ＪＡについては、別紙１－２の報告において内部監査体制または資金運用体制（貸出・審査体制）のうちＪＡバンク健全化要綱において定める項目が未整備であっても、事業再編が完了するまでの間指定を行わない。

２　活用可能な支援策と支援の前提条件等

事業再編選択ＪＡが、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

活用可能な支援策	支援供与水準 （以下の範囲内で事案毎に中央本部で審議	支援の前提条件
資金贈与 （費用助成）	○助成対象：事業再編による経営基盤強化を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は３年間を上限）	○事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議による承認を受けること ○事業再編による経営基盤強化の計画を策定し実践すること

・ 支援の具体的な内容については、ＪＡバンク健全化要綱において定める。

・ 事業再編選択ＪＡが再編成希望ＪＡに該当しかつ再編成希望ＪＡにかかる支援の前提条件等を充足する場合、この支援策と重複して再編成希望ＪＡにかかる支援を受けることができる。

別紙6

指定支援法人による再編成希望ＪＡにかかる支援策と支援の前提条件

再編成希望ＪＡが、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

１　支援対象と活用可能な支援策

支援対象	活用可能な支援策
レベル格付の指定を受けていない再編成希望ＪＡ	利子補給、債務保証、資金贈与（費用助成）、損害担保

２　支援の前提条件等

支援策	支援供与水準 （以下の範囲内で事案毎に中央本部で審議）	支援の前提条件
利子補給	○対象となる借入れ：ＪＡ信用事業譲渡に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10年以内 ○利子補給率：１％以内	○営農・経済事業に注力することを目的としたＪＡ信用事業譲渡の計画を策定し実践すること
債務保証	○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10年以内 ○保証割合：100%以内 ○保証料率：0.1%以内	
資金贈与（費用助成）	○助成対象：ＪＡ信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は５年間を上限）	
損害担保	○対象債権：ＪＡ信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の80%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その80%以上を指定支援法人に納付 ○期間：10年以内	

・支援の具体的な内容については、ＪＡバンク健全化要綱において定める。

別紙7

基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

ＪＡバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、以下のとおり、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、ＪＡバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

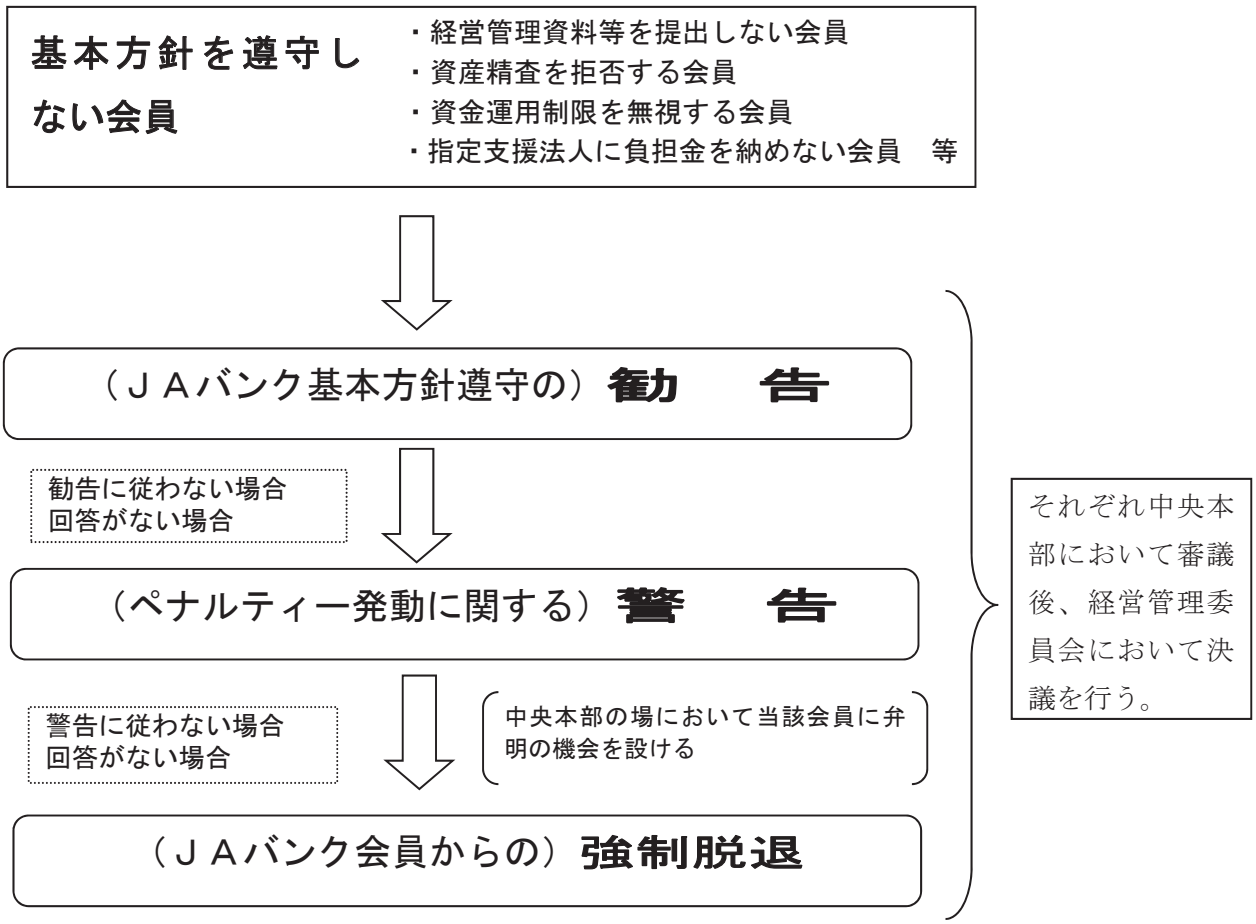

【強制脱退の効果】

1　「ＪＡバンク会員名簿」からの削除

2　「ＪＡバンク」商標の使用禁止

3　指定支援法人の支援対象からの除外　等

別表

特定承継会社にかかる本方針の適用

特定承継会社については、以下のとおり本方針を適用する。

本方針の規定	特定承継会社への適用
○　Ⅰの１、２、４および５ ○　Ⅲの１ ○　Ⅲの５および６、別紙２－１、別紙２－２ならびに別紙４ ○　Ⅲの８および別紙６ ○　Ⅲの９ ○　附則１６および別紙５－２	農林中金とみなして適用する。
○　Ⅰの３ ○　Ⅲの２（（３）を除く）	信連とみなして適用する。
○　Ⅳ	ＪＡバンク会員とみなして適用する。

【参考資料】

ＪＡ山口県の概要及び
上半期事業実績について

ＪＡ山口県の概要

機構図

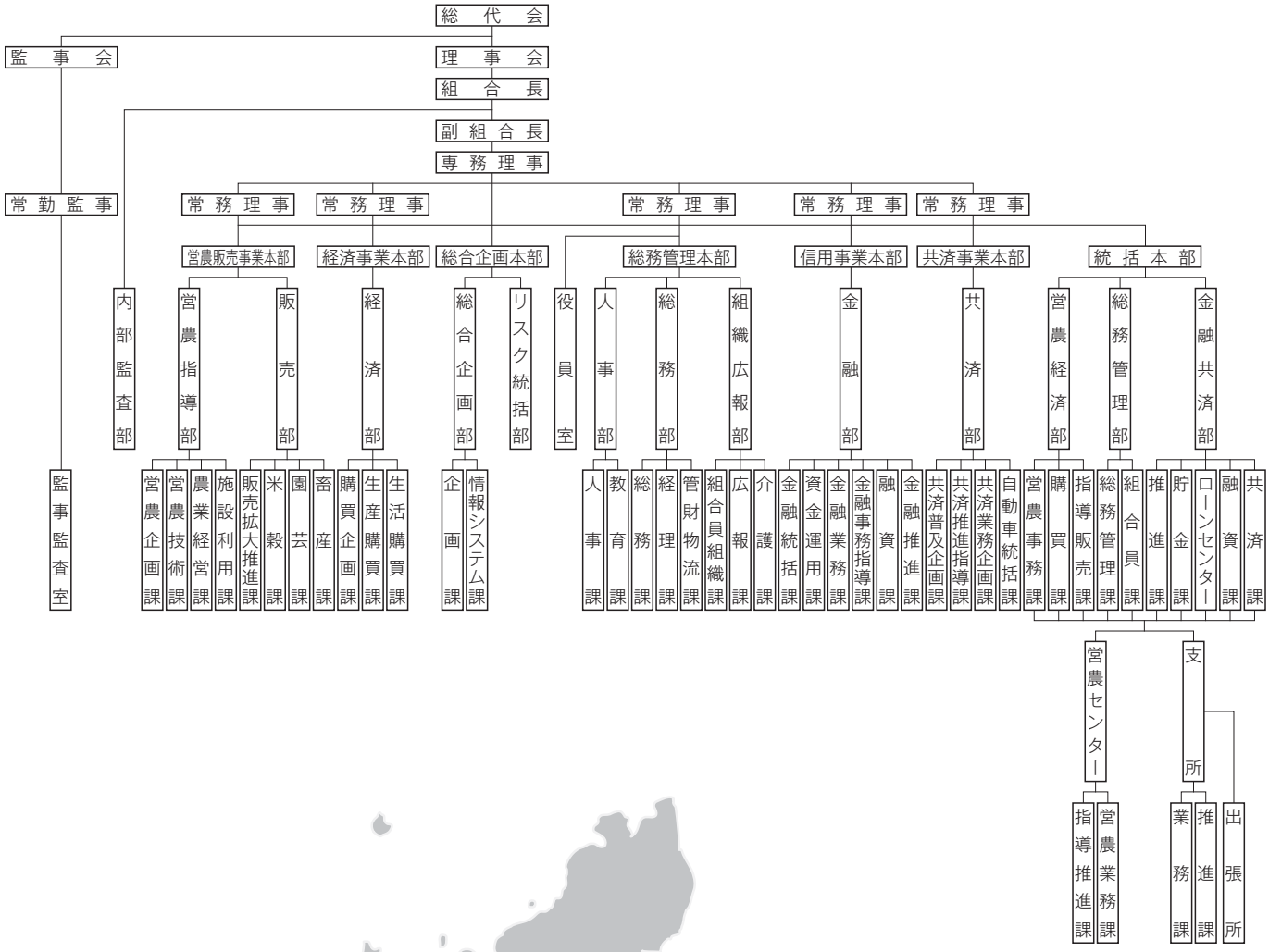

主要部署の連絡先一覧・各施設の営業時間

本所・統括本部	住　　所	部　　署	電話番号	ＦＡＸ番号
本　　所	山口市小郡下郷2139番地	総　務　部	083-973-3500	083-976-6832
		人　事　部	083-976-6806	
		組織広報部	083-976-6812	
		営農指導部	083-976-6857	083-976-6865
		販　売　部	083-976-6861	083-976-6828
		経　済　部	083-976-6847	083-976-6866
		金　融　部	083-976-6840	083-976-6846
		共　済　部	083-976-6852	083-976-6856
		総合企画部	083-976-6815	083-976-6821
		リスク統括部	083-976-6817	
		内部監査部	083-976-6819	083-976-6827
周防大島統括本部	大島郡周防大島町大字久賀4723番地	総務管理部	0820-72-0100	0820-72-0955
岩国統括本部	岩国市山手町一丁目14番５号	総務管理部	0827-23-8888	0827-23-8353
南すおう統括本部	柳井市中央三丁目16番１号	総務管理部	0820-22-9000	0820-22-7549
周南統括本部	下松市西柳二丁目３番48号	総務管理部	0833-41-3100	0833-43-4163
防府とくぢ統括本部	防府市中央町４番１号	総務管理部	0835-23-6511	0835-23-6518
山口統括本部	山口市維新公園三丁目11番１号	総務管理部	083-922-5633	083-923-6611
宇部統括本部	宇部市大字川上字小羽山74番地	総務管理部	0836-31-7611	0836-32-6815
下関統括本部	下関市秋根北町４番１号	総務管理部	083-256-2241	083-256-1932
美祢統括本部	美祢市大嶺町東分3443番地１	総務管理部	0837-52-1331	0837-52-1341
長門統括本部	長門市東深川1941番地	総務管理部	0837-22-8870	0837-22-6201
萩統括本部	萩市大字江向431番地２	総務管理部	0838-22-3535	0838-22-6195

施　設　名	営業時間	休　　日
金　融　窓　口	8：45～15：00	土曜日、日曜日、祝日 年末・年始（12/ 31～１/ ３）
ローンセンター	平日　10：00～18：00 土曜　10：00～17：00	祝日、年末・年始（12/ 31～１/ ３） ※その他の休日については店舗ごとに異なる

令和元年度上半期事業報告（平成31年４月１日～令和元年９月30日）

Ⅰ　はじめに

農業を取り巻く情勢はＴＰＰ11やＥＰＡ及び日米貿易協定の締結、国内で頻発する自然災害などの影響が懸念され、また、少子高齢化等の進行や農業従事者数の減少等、農業・ＪＡグループが置かれた環境はより厳しさを増しております。

そのような中、本年４月に発足したＪＡ山口県においては、総合事業のもと、事業規制に対応した内部管理態勢の高度化、「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」等に向け、経営基盤の強化、事業機能の充実が求められています。

第40回ＪＡ山口県大会においては、その目指す姿として「持続可能な農業の実現」「豊かでくらしやすい地域社会の実現」「協同組合としての役割発揮」を掲げ「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を自己改革の３つの基本目標として取り組むこととしております。

ＪＡ山口県は旧ＪＡ単位での自己改革の取組結果を踏まえ、更なるステップアップを図るため、事業運営体制や収支構造の実態把握・改善と組合員との対話等による課題の抽出・解決のための具体的な施策を反映した「自己改革工程表」並びに「中期経営計画」の策定及び実践を行い、地域農業やくらしに必要とされる組織として積極的かつ多彩な事業と組織活動を展開し、地域農業と地域社会の発展に貢献してまいります。

Ⅱ　各部門の事業活動概況

１．指導事業

１）営農指導事業

（１）農業振興

①　農業振興方針の実践

農業生産の拡大を通じた農業者の所得増大に資するための農業振興方針に沿った事業を展開しています。

農業振興方針では、ＪＡ販売取扱高300億円以上を目標に米穀・園芸（野菜・果樹・花き等）・畜産の各品目別に取組方針と重点振興施策、振興品目を具体的に目標化して取り組んでいます。

【県域重点振興品目】

イチゴ・タマネギ・キャベツ・はなっこりー・トマト・せとみ

【県域振興品目】

にんじん・かぼちゃ・アスパラガス・ほうれんそう・ねぎ・きゅうり・なす・ミニトマト・温州みかん

【畜産】

和牛

【統括本部振興品目】

統括本部において、振興品目として選定したもの

②　営農指導体制の強化

階層化（専門営農指導員・営農指導員・営農相談員・担い手専任担当者《ＴＡＣ》）を図りながら、営農指導員300名体制の整備をし、組合員・生産者のニーズへの対応や「出向く体制」の展開に向け、取り組んでいます。

専門営農指導員14名の選任配置

スキルアップのための指導員基礎研修の実施

担い手専任担当者《ＴＡＣ》設置に向けた検討会議の開催

③　農業振興対策事業の展開

農業生産の拡大を通じた農業者の所得増大に資するための支援策として、ＪＡ山口県独自の農業振興対策事業（生産拡大支援制度）を実施しています。

１次募集取り組み状況

【県域振興品目拡大支援等】申請者数132件　申請金額　14百万円

【統括本部振興品目支援】　　11統括本部　申請金額　16百万円

（２）水田ビジョンの実践

水田フル活用による主食用米をはじめ需要に応じた作物の作付推進を展開しています。

新たな施策を円滑に実践するため、山口県地域戦略協議会や地域協議会と連携して、県域及び地域に応じた作物を推進しています。

（３）担い手支援

山口県集落営農法人連絡協議会事務局としての支援を行っています。

訪問活動を通じて、認定農業者・担い手組織・県内農業者の要望や課題に対して関連部署と連携し、情報提供・提案等を行う支援を展開しています。

会計・簿記・税務申告等の支援を実施しています。

２）生活指導事業

（１）女性部・青壮年部組織活動

ＪＡ山口県女性部（部員数19,110名）が誕生しました。それを機に、各統括本部女性部の連携を深める目的で、ＪＡ山口県女性部統一活動「３ない運動～すてない・のこさない・もらわない～」に取り組んでいます。その他にも、世代別の交流会の開催や、各地域活動を通じた仲間づくり運動を積極的に展開しています。

ＪＡ山口県青壮年部については、県下全ての統括本部の青壮年部と青壮年連盟の盟友332名が加入し、発足しました。次世代の担い手農業者として、活動を通じて盟友との密接な連携やネットワークを構築し、地域農業や青年組織の活性化を図ります。令和元年度上期には、県内若手農業者の意見や課題の洗い出しを行うことを目的にした「農民塾」や、部員の出会いを作る「婚活イベント」を実施しました。

（2）広報活動

組合員向け広報誌「ＪＡやまぐちけん」は共通ページと統括本部ページを設け、創刊号から毎月25日に発行しています。地域住民向けコミュニティ誌「ぶちうまい。マルシェ」は8月に発行し、同時にＪＡファーマーズマーケット（直売所）の宣伝を兼ね、レシートラリーを開催しました。今後は、次代を担う世代にもＪＡに興味、関心をもってもらい、組合員や地域の皆さまの共感を得られるよう、ニーズに合わせた情報提供、効果的に伝わりやすい情報発信を行ってまいります。

（3）介護事業

県下5つの統括本部において、居宅介護支援事業（3事業所）、訪問介護事業（4事業所）、通所介護事業（4事業所）の運営がスタートしました。課題である低迷している経営状況の改善や慢性的な人材不足への対応として、介護保険事業運営協議会を開催し、各種情報の共有・活用や継続的な人材募集、統一介護システムの選定等の業務改善に取り組んでいます。今後も地域の選ばれる事業所として組合員の期待に応えるために、継続的な業務改善に取り組んでまいります。

2．信用事業

マイナス金利政策の長期化に伴う運用環境の悪化から、国内金融機関においては、ビジネスモデルの転換を急いでいます。また、デジタル化の急速な進展と「人生100年時代」に備えた流れが着実に広がり、社会構造の変化がみられます。

貯金につきましては、他行との競合や相続等による貯金流出もありましたが、貯金残高1兆2,456億81百万円（9月末計画対比101.39％）となりました。

なお、「農業者の所得増大・農業生産の拡大」への貢献とＪＡ山口県の発足を記念し、「合併記念貯金キャンペーン」を実施し、ファーマーズマーケットなどＪＡ利用の促進を図りました。

貸出金につきましては、消費税増税前の駆け込み需要もあり、貸出金残高2,647億29百万円（9月末計画対比100.49％）となりました。

農業関連資金につきましては、営農販売事業本部や経済事業本部および連合会との連携を行い、農業法人等メイン強化先を訪問し、農業資金需要を喚起し資金需要に応える取り組みを実施しており、貸出実行金額の9月末計画対比は、139.36％と順調に推移しております。

生活関連資金につきましては、インターネットローンの普及や業者との連携強化を図ったこともあり、住宅ローンとマイカーローンの獲得が伸びたことに伴いまして、貸出金残高は増加しました。

下期はさらに、利ざやの縮小による収支の悪化が懸念されますが、金融サービスを通じて地域利用者の相談に応えるとともに、組合員・利用者と次世代との接点を増やした訪問活動を進めてまいります。

引き続き地域の幅広い資金ニーズに対応し、利用者のニーズやライフイベントに応じた貸出資金を通じ、暮らしの応援と地域の活性化につなげるとともに、環境変化に対応した事業モデルの転換等に取り組み、将来にわたって持続可能な経営基盤の確保を図ってまいります。

３．共済事業

契約者、保有契約、共済付加収入が減少しており、歯止めをかけていくことが喫緊の課題となっています。超高齢化社会の到来による「人生100年時代」は、老後生活費の確保や医療費の支出等、人生80年時代の「万一の保障」から「生きるための保障」にニーズが変化しています。長生きは新たな経済的リスクを誘発しており、自助努力によるリスクへの備えの重要性は今後、更に高まると考えられます。

普及活動において、近年の建物更生共済を中心とした推進活動から令和元年度は「生命強化元年」と位置づけ、利用者ニーズに応じた生命保障を中心にバランスの取れた保障提案活動の取り組みを進め、長期安定的な収益基盤の確立と将来に向けた事業基盤の維持・拡大を図ることとしておりますが、主要共済の９月末目標達成率は生命建物共済43.5％、がん共済95.7％、年金共済94.5％であり、生命建物共済は計画に対し進捗の遅れが生じています。

普及活動においては、建物更生共済を中心とした損害保障推進から、組合員・利用者のライフステージにおける、ニーズに耳を傾ける活動（３Ｑ訪問活動）が定着できていない状況にあります。

現在、普及活動の原点に立ち返り、組合員・利用者の保障ニーズに耳を傾け（３Ｑ訪問活動の定着）、意向をもとに課題解決に向けて組合員・利用者とともに保障をデザインする活動を実践しています。これらの活動の定着を通じ、組合員・利用者・地域住民に寄り添った「ひと・いえ・くるま」の総合保障点検を強化し、事業計画達成に向けて普及活動に努めます。

４．購買事業

１）生産購買

「農業者の所得増大」を図るため、肥料・農薬等の品目集約や仕入先との価格交渉、ＩＣＴ活用による業務の合理化、県域物流の拡大促進、農機事業の運営改善など、合併によるスケールメリットの創出に向けた取り組みを進めています。特に、令和２年産の水稲用資材予約注文においては、重点品目を中心に低価格設定となるよう協議・検討を行っています。あわせて、大型農家や法人等を対象に、肥料のメーカー満車直送や大型規格農薬の提案を行い、トータルでの生産資材コスト低減に取り組んでいます。

また、上半期には合併記念生産資材特別キャンペーンを実施し、園芸用の農薬や除草剤を中心にホームセンターの最安値を下回る価格で供給いたしました。キャンペーンでは、多くの利用があり、対象品目の供給実績は目標を上回る結果となりました。

なお、事業の進捗状況は、10月からの消費税増税に伴い、農機事業等において、駆け込み需要があり供給が伸びましたが、９月末の生産購買品供給高は61億32百万円で、前年対比91.8％（燃料を除く前年対比104.2％）、計画対比97.8％となっています。

２）生活購買

女性部と連携し、共同購入や「くらしの宅配便」に取り組むとともに、県産品の消費拡大や、組合員の暮らしに役立つ安心・安全な生活物資の供給に努めています。

また、現行では各統括本部において、取扱品目が異なっているところもありますが、組合員のニーズに沿った品目で県域展開が望まれるものは、全統括本部で取り扱いができるよう取り組みを進めています。

なお、事業の進捗状況は、９月末の生活購買品供給高が31億26百万円で、前年対比95.4％（ＬＰガスを除く前年対比98.4％）、計画対比98.0％となっています。

５．販売事業

オール山口として農産物ブランドの知名度アップと単価向上を目指し、「販売」と「生産」が結びついた「ＪＡ山口県としての農業振興戦略」の実践を通じて、「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」の実現に向けて取り組んでいます。

１）米　穀

山口ブランドの確立に向けて、生産対策に基づいた施策展開を実施するとともに、ＪＡ集荷率向上による有利販売に取り組んでいます。

２）園　芸

重点振興品目から出荷規格・出荷資材の統一や物流体制の検討を進めるとともに、ファーマーズマーケットは統括本部域を超えた広域出荷を可能にし、品揃えを充実した店舗づくりに取り組んでいます。

３）畜　産

「やまぐち和牛」ブランドの強化に取り組んでいます。また、「山口中央家畜市場」は、ＪＡ山口県が開設者となり、畜産振興に貢献できるよう市場運営に取り組んでいます。

受託販売高は、米の販売（引取）の遅れ、ファーマーズマーケットの８月期の天候不順や台風による影響、青果市場の出荷量の減少や単価安が主な要因となり、93億23百万円で計画対比91.0％、前年比94.4％であり計画を下回っています。

買取販売高は、米の取扱いが順調であることから、15億82百万円で計画対比124.3％、前年対比145.6％であり計画を上回っています。

販売事業全体では、109億５百万円で計画対比94.6％、前年対比99.4％であり計画を下回っています。

Ⅲ　組合の上半期事業実績等（平成31年４月１日から令和元年９月30日まで）

１．信用事業

１）貯金等

（単位：千円）

種類		当期首残高	増加額	減少額	９月末残高
要求払貯金	当座貯金	233,115	7,152,623	7,133,873	251,866
	うち決済用貯金（A）				
	普通貯金	518,695,991	356,671,006	348,907,297	526,459,700
	うち決済用貯金（B）	7,601,057			6,861,486
	貯蓄貯金	19,455,546	2,619,756	2,748,832	19,326,470
	通知貯金	30,000	—	30,000	—
	別段貯金	136,536	39,220,620	38,895,510	461,646
	うち決済用貯金（C）				
	出資予約貯金	18,097	946	331	18,713
	納税準備貯金	62,622	34,430	41,839	55,212
	計	**538,631,910**	**405,699,384**	**397,757,685**	**546,573,609**
	うち決済用貯金(A+B+C)	7,601,057			6,861,486
定期性貯金	定期貯金	685,599,298	337,029,143	350,903,432	671,725,009
	定期積金	26,972,340	9,915,400	10,494,494	26,393,246
	積立定期貯金	367,009	91,070	101,022	357,057
	財形貯金	648,120	137,315	153,066	632,369
	計	**713,586,768**	**347,172,929**	**361,652,015**	**699,107,683**
合計		**1,252,218,679**	**752,872,313**	**759,409,700**	**1,245,681,293**
預り先	組合員(組合員みなしを含む)	1,025,898,404			1,020,832,750
	うち同一世帯に属する者	314,525,294			311,584,081
	うち非営利法人	48,342,306			52,919,432
	うち地方公共団体	25,274,578			30,413,758
	組合員以外	226,320,275			224,848,542

２）信用事業借入金

（単位：千円）

種別	当期首残高	増加額	減少額	９月末残高
手形借入金				
証書借入金	568,158	502,567	519,740	550,986
当座借越				
合計	**568,158**	**502,567**	**519,740**	**550,986**

3）貸出金

（単位：千円）

種類		当期首残高	増加額	減少額	9月末残高
貸出金	手形貸付金	653,698	638,933	532,580	760,051
	証書貸付金	231,862,144	17,859,359	12,830,313	236,891,190
	当座貸越	5,457,777	5,531,604	5,411,039	5,578,341
	金融機関貸付	21,500,000	41,320,000	41,320,000	21,500,000
	合計	**259,473,619**	**65,349,897**	**60,093,933**	**264,729,583**
貸出金貸出	組合員（組合員みなしを含む）	218,543,853			222,734,789
	うち同一世帯に属する者の貯金担保貸付	498,229			503,561
	うち非営利法人（地方公共団体を除く）の貯金担保貸付	14,240			7,800
	組合員以外	40,929,765			41,994,795
	地方公共団体	6,357,635			6,486,591
	地方公社等	237,000			—
	金融機関	21,500,000			21,500,000
	その他	12,835,130			14,008,203
	合計	**259,473,619**			**264,729,583**

4）預　金

（単位：千円）

種類		当期首残高	増加額	減少額	9月末残高
系統預金	当座預金	19,704,081	671,354,065	671,230,599	19,827,547
	通知預金				
	定期預金	915,761,050	1,405,780,050	1,415,991,100	905,550,000
	計	**935,465,131**	**2,077,134,115**	**2,087,221,699**	**925,377,547**
系統外預金		5,171,166	23,935,503	23,631,965	5,474,704
合計		**940,636,298**	**2,101,069,619**	**2,110,853,664**	**930,852,252**

2．共済事業

1）長期共済保有高

（単位：件、千円）

種類		当期首保有高		増加高			
						うち新契約高	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
生命総合共済	終身共済	160,113	1,355,248,372	6,294	36,725,225	4,137	25,312,648
	定期生命共済	999	9,216,200	228	2,816,000	224	2,783,000
	養老生命共済	74,512	369,354,864	1,770	5,027,581	1,488	3,725,490
	うちこども共済	43,892	167,647,239	1,556	3,409,700	1,346	2,817,300
	医療共済	89,251	76,618,250	3,793	900,450	3,447	576,000
	がん共済	64,898	12,459,000	4,744	55,000	4,418	—
	定期医療共済	4,760	11,162,100	15	54,000	—	—
	介護共済	19,686	16,991,596	1,243	2,666,649	1,178	2,639,639
	生活障害共済	4,431	—	1,165	—	1,047	—
	年金共済	59,022	2,687,500	4,088	5,000	2,453	—
建物更生共済		251,033	2,611,471,465	18,528	219,847,510	14,642	175,434,870
合計		**728,705**	**4,465,209,349**	**41,868**	**268,097,416**	**33,034**	**210,471,647**

（単位：件、千円）

種類		満期等減少高		9月末保有高		共済付加収入
		件数	金額	件数	金額	
生命総合共済	終身共済	5,266	75,177,769	161,141	1,316,795,827	622,216
	定期生命共済	56	480,400	1,171	11,551,800	8,468
	養老生命共済	4,826	28,134,126	71,456	346,248,319	246,238
	うちこども共済	1,352	7,892,893	44,096	163,164,045	156,676
	医療共済	3,289	5,710,575	89,755	71,808,125	270,888
	がん共済	2,663	494,500	66,979	12,019,500	106,356
	定期医療共済	214	677,900	4,561	10,538,200	12,340
	介護共済	552	176,857	20,377	19,481,388	76,899
	生活障害共済	399	—	5,197	—	21,039
	年金共済	3,522	75,000	59,588	2,617,500	144,518
建物更生共済		23,977	237,981,480	245,584	2,593,337,495	1,809,040
合計		**44,764**	**348,908,609**	**725,809**	**4,384,398,156**	**3,318,005**

（注）1．金額は保障金額【がん共済はがん死亡共済金額、医療共済・定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む。）、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額】です。
2．こども共済は養老生命共済の内書きです。
3．平成５年度以前に契約された養老生命、終身、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して計上しています。

2）医療系共済の入院共済金額保有高

（単位：件、千円）

種類	当期首保有高		増加高			
					うち新契約高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
医療共済	89,251	573,788	3,793	23,223	3,447	18,795
がん共済	64,898	393,575	4,744	32,112	4,418	29,174
定期医療共済	4,760	22,735	15	75	—	—
合計	**158,909**	**990,098**	**8,552**	**55,410**	**7,865**	**47,969**

種類	満期等減少高		９月末保有高	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	3,289	21,627	89,755	575,383
がん共済	2,663	18,011	66,979	407,677
定期医療共済	214	1,030	4,561	21,780
合計	**6,166**	**40,669**	**161,295**	**1,004,840**

（注）金額は入院共済金額です。

3）介護共済・生活障害共済金額保有高

（単位：件、千円）

種類	当期首保有高		増加高			
					うち新契約高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
介護共済	19,686	40,899,621	1,243	3,535,451	1,178	3,357,401
生活障害共済(一時金型)	3,193	11,886,400	842	4,426,400	734	4,308,700
生活障害共済(定期年金型)	1,238	1,173,520	323	337,680	313	329,720

種類	満期等減少高		９月末保有高	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	552	1,505,328	20,377	42,929,745
生活障害共済(一時金型)	342	576,900	3,693	15,735,900
生活障害共済(定期年金型)	57	37,700	1,504	1,473,500

（注）介護共済の金額は介護共済金額、生活障害共済の金額は生活障害共済金額または生活障害年金年額です。

4）年金共済の年金保有高

（単位：件、千円）

種類	当期首保有高		増加高			
					うち新契約高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
年金開始前	41,499	21,269,616	2,557	1,532,297	2,453	1,459,289
年金開始後	17,523	9,608,786	1,531	957,836	—	—
合計	**59,022**	**30,878,403**	**4,088**	**2,490,134**	**2,453**	**1,459,289**

種類	満期等減少高		９月末保有高	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	2,236	1,368,988	41,820	21,432,925
年金開始後	1,286	886,732	17,768	9,679,890
合計	**3,522**	**2,255,721**	**59,588**	**31,112,816**

（注）金額は年金年額（利率変動型年金は最低保証年金額）です。

5）短期共済新契約高（９月末）

（単位：件、千円）

種類	件数	金額	掛金	共済付加収入
火災共済	5,312	61,756,040	55,002	18,697
自動車共済	66,176		3,063,459	738,901
傷害共済	91,990	322,674,700	163,814	78,345
定額定期生命共済	9	34,000	255	16
賠償責任共済	3,087		6,034	1,267
自賠責共済	33,652		816,562	146,451
合計	**200,226**		**4,105,129**	**983,680**

（注）金額は保障金額です。

3．購買事業

1）買取購買品取扱実績

（単位：千円）

種類			当期首繰越高 (A)	受入高 (B)	うち系統利用高	9月末棚卸高 (C)	供給原価 (D=A+B-C)	9月末供給高 (E)	うち店舗取扱高	当期粗収益 (F=E-D)
生産資材	肥料		385,977	751,443	631,707	232,591	904,828	1,094,690		189,862
	農薬		476,818	1,034,909	672,595	252,423	1,259,303	1,449,624		190,320
	飼料		5,528	430,045	371,884	4,382	431,192	450,764		19,572
	農業機械		1,821	1,627,112	1,443,737	1,813	1,627,120	1,628,628		1,507
	自動車（除く二輪）		2,088	115,621	—	1,775	115,934	124,462		8,527
	燃料		5,627	426,621	33,905	2,986	429,262	446,163		16,900
	その他		284,858	786,209	525,833	268,220	802,848	938,529		135,680
	小計		**1,162,720**	**5,171,963**	**3,679,663**	**764,193**	**5,570,490**	**6,132,863**		**562,372**
生活物資	食品	米	16,199	88,417	38,750	9,272	95,344	111,200	76,495	15,856
		生鮮食品	8,004	582,603	—	1,993	588,613	658,812	301,364	70,198
		一般食品	88,916	715,823	522,233	87,800	716,939	844,967	602,885	128,028
	衣料品		12,275	21,415	11,039	11,469	22,221	26,730	9,142	4,509
	耐久消費材		1,333	263,418	257,136	332	264,419	293,462	—	29,042
	日用保健雑貨		44,174	409,071	201,404	53,232	400,013	457,228	277,214	57,215
	その他		14,347	656,446	90,643	17,840	652,953	734,539	47,695	81,586
	小計		**185,252**	**2,737,195**	**1,121,207**	**181,941**	**2,740,506**	**3,126,943**	**1,314,798**	**386,436**
肥育素畜			—	149,399	30,983	—	149,399	149,399	—	—
合計			**1,347,972**	**8,058,558**	**4,831,854**	**946,134**	**8,460,396**	**9,409,205**	**1,314,798**	**948,809**

４．販売事業

１）受託販売品取扱実績

（単位：千円）

種　　類	受　入　高	手　数　料	９月末取扱高		備　　考
	（A）	（B）	（A+B）	うち系統利用高	
米	2,937,107	195,826	3,132,933	2,768,654	
麦・豆・雑穀	50,076	11,209	61,285	61,264	
野　　菜	2,095,015	80,037	2,175,052	1,878,982	
果　　樹	530,440	6,860	537,301	533,047	
花卉・花木	108,984	2,247	111,231	111,178	
畜　産　物	1,870,257	49,309	1,919,566	1,748,470	
そ　の　他	1,231,370	154,334	1,385,704	428,888	
合　　計	**8,823,235**	**499,845**	**9,323,080**	**7,659,750**	

２）買取販売品取扱実績

（単位：千円）

種　　類	当期首繰越高	受入高	９月末棚卸高	当期販売原価	９月末販売高		９月末粗収益
	（A）	（B）	（C）	(D=A+B-C)	（E）	うち系統利用高	(F=E-D)
米	172,578	916,261	124,701	964,138	991,478	892,273	27,340
そ　の　他	101,110	515,663	71,600	545,173	590,677	409,385	45,504
合　　計	**273,688**	**1,431,924**	**196,305**	**1,509,311**	**1,582,164**	**1,301,659**	**72,843**

５．組合員の状況

１）組合員数

（単位：組合員数）

資格区分		前期末	上半期加入	上半期脱退				９月末
				持分全部の譲渡	資格喪失	死亡または解散	合計	
正組合員	個人（うち女性）	77,952 (26,401)	492 (221)	491 (225)	20 (9)	1,114 (378)	1,625 (612)	76,819 (26,010)
	法人 農事組合法人	205	2	1	—	—	1	206
	法人 その他の法人	148	7	2	—	—	2	153
	計	**78,305**	**501**	**494**	**20**	**1,114**	**1,628**	**77,178**
准組合員	個人（うち女性）	141,806 (58,644)	2,247 (1,088)	1,179 (571)	151 (66)	793 (281)	2,123 (918)	141,930 (58,814)
	農業協同組合	3	—	—	—	—	—	3
	農事組合法人	31	1	—	—	—	—	32
	その他の団体	592	3	4	—	1	5	590
	計	**142,432**	**2,251**	**1,183**	**151**	**794**	**2,128**	**142,555**
合計		**220,737**	**2,752**	**1,677**	**171**	**1,908**	**3,756**	**219,733**

（摘　要）
1. ９月末正組合員戸数　63,400戸（法人は除く）
2. ９月末准組合員戸数　117,745戸（法人、団体は除く）

２）出資口数

（単位：口）

資格区分		前期末	増加	減少	９月末
正組合員	個人	11,134,850	160,813	85,273	11,210,390
	法人 農事組合法人	13,036	11	—	13,047
	法人 その他の法人	7,919	146	—	8,065
	計	**11,155,805**	**160,970**	**85,273**	**11,231,502**
准組合員	個人	5,362,532	294,501	23,497	5,633,536
	農業協同組合	349	—	—	349
	農事組合法人	1,354	30	—	1,384
	その他の団体	27,120	26	—	27,146
	計	**5,391,355**	**294,557**	**23,497**	**5,662,415**
処分未済持分		181,421	—	181,421	—
合計		**16,547,160**	**455,527**	**108,770**	**16,893,917**

（摘　要）
1. 出資１口金額　1,000円
2. ９月末払込済出資総額　16,893,917,000円
3. １正組合員当たり出資金額　145,527円
4. １組合員の持口数最高限度　5,000口

６．職員の状況

（単位：人）

統括本部名	当期首	増	減	９月末
周防大島	60	1	1	60
岩国	268	14	9	273
南すおう	132	4	6	130
周南	262	12	1	273
防府とくぢ	161	9	2	168
山口	262	9	7	264
宇部	226	5	9	222
下関	275	13	3	285
美祢	82	4	5	81
長門	109	4	2	111
萩	124	―	5	119
本所	321	21	75	267
合計	**2,282**	**96**	**125**	**2,253**

（注）1. 正職員人数を記載しています。
2. 本年度新採用職員数は75人です。

Ⅳ　財務諸表の要約（９月末実績）

１）貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
１．信用事業資産	1,250,167	１．信用事業負債	1,249,984
		２．共済事業負債	9,912
２．共済事業資産	3	３．経済事業負債	4,130
		４．設備借入金	6
３．経済事業資産	11,038	５．雑負債	2,493
		６．諸引当金	8,927
４．雑資産	2,425	７．再評価に係る繰延税金負債	3,957
		負債の部合計	**1,279,412**
５．固定資産	38,320	（純資産の部）	
		１．組合員資本	67,105
６．外部出資	54,239	２．評価・換算差額等	11,194
７．繰延税金資産	1,518	**純資産の部合計**	**78,299**
資産の部合計	**1,357,712**	**負債及び純資産の部合計**	**1,357,712**

２）損益計算書

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
１．事業総利益	12,711	３．事業外収益	744
信用事業総利益	6,197	４．事業外費用	52
共済事業総利益	4,373	経常利益	1,766
購買事業総利益	1,033	５．特別利益	6
販売事業総利益	599	６．特別損失	13
保管事業総利益	27	税引前当期利益	1,759
加工事業総利益	41	７．法人税等合計	213
利用事業総利益	355	当期剰余金	1,546
その他事業総利益	144		
指導事業収支差額	▲62		
２．事業管理費	11,637		
事業利益	1,074		

Ⅴ　統括本部別の主要実績（９月末実績）

１．組合員数

（単位：人）

統括本部名	正組合員				准組合員				９月末組合員計
	前期末	増	減	９月末	前期末	増	減	９月末	
周防大島	2,977	22	64	2,935	2,224	44	43	2,225	5,160
岩国	9,967	44	270	9,741	22,307	179	408	22,078	31,819
南すおう	5,297	19	89	5,227	10,211	131	144	10,198	15,425
周南	10,884	130	202	10,812	30,103	531	415	30,219	41,031
防府とくぢ	5,766	78	153	5,691	10,473	277	144	10,606	16,297
山口	10,101	85	184	10,002	15,296	264	202	15,358	25,360
宇部	6,860	29	184	6,705	14,910	240	227	14,923	21,628
下関	9,529	39	189	9,379	19,719	330	333	19,716	29,095
美祢	5,590	19	78	5,531	2,939	50	42	2,947	8,478
長門	4,006	16	58	3,964	7,126	112	70	7,168	11,132
萩	7,328	20	157	7,191	7,124	93	100	7,117	14,308
合計	**78,305**	**501**	**1,628**	**77,178**	**142,432**	**2,251**	**2,128**	**142,555**	**219,733**

２．信用事業

（単位：百万円）

統括本部名	貯金残高			貸出金残高		
	前期末	９月末	増減	前期末	９月末	増減
周防大島	55,942	55,289	▲652	2,541	2,505	▲35
岩国	183,114	180,620	▲2,494	29,749	30,693	943
南すおう	104,554	104,789	235	15,397	15,268	▲128
周南	184,190	188,133	3,942	75,783	77,672	1,889
防府とくぢ	90,641	89,176	▲1,464	17,215	17,273	58
山口	143,360	142,182	▲1,177	31,259	32,201	941
宇部	131,939	128,156	▲3,783	28,451	29,055	604
下関	172,234	172,895	661	28,458	28,737	278
美祢	47,006	46,601	▲405	5,089	4,957	▲132
長門	70,871	69,950	▲920	13,699	14,329	629
萩	68,363	67,874	▲489	11,829	12,034	205
本所	－	11	11	－	－	－
合計	**1,252,218**	**1,245,681**	**▲6,537**	**259,473**	**264,729**	**5,255**

３．共済事業

（単位：百万円/万ポイント/％）

統括本部名	長期共済保有実績			生命・建物新契約実績		
	前期末	９月末	増減	目標ポイント	９月末	達成率
周防大島	156,320	150,671	▲ 5,649	181	50	27.8
岩国	469,260	461,243	▲ 8,016	568	281	49.5
南すおう	339,822	333,121	▲ 6,700	380	145	38.2
周南	719,047	711,820	▲ 7,227	1,115	459	41.2
防府とくぢ	334,816	332,296	▲ 2,519	350	243	69.6
山口	614,009	605,049	▲ 8,959	731	307	42.0
宇部	533,416	523,414	▲ 10,002	727	270	37.1
下関	549,504	536,500	▲ 13,004	600	266	44.3
美祢	224,645	219,581	▲ 5,063	185	79	42.7
長門	237,479	231,601	▲ 5,878	260	117	45.2
萩	286,892	279,098	▲ 7,794	250	105	42.2
合計	**4,465,209**	**4,384,398**	**▲ 80,811**	**5,347**	**2,327**	**43.5**

４．購買事業

（単位：百万円）

統括本部名	生産資材 ９月末供給高	生活資材 ９月末供給高
周防大島	165	495
岩国	184	66
南すおう	224	146
周南	299	200
防府とくぢ	417	178
山口	1,562	250
宇部	558	158
下関	1,273	343
美祢	385	106
長門	343	709
萩	716	469
合計	**6,132**	**3,126**

５．販売事業

（単位：百万円）

統括本部名	受託販売品取扱実績 ９月末取扱高	買取販売品取扱実績 ９月末販売高
周防大島	242	－
岩国	438	65
南すおう	448	25
周南	436	258
防府とくぢ	743	94
山口	975	688
宇部	627	80
下関	2,236	60
美祢	700	60
長門	941	1
萩	1,532	246
合計	**9,323**	**1,582**

MEMO

通常総代会会場ご案内図

■ 開催日時

令和元年12月21日(土)
13時30分から(受付開始12時30分から)

■ 会　　場

周南市文化会館 大ホール
〒745-0874　周南市徳山5854-41

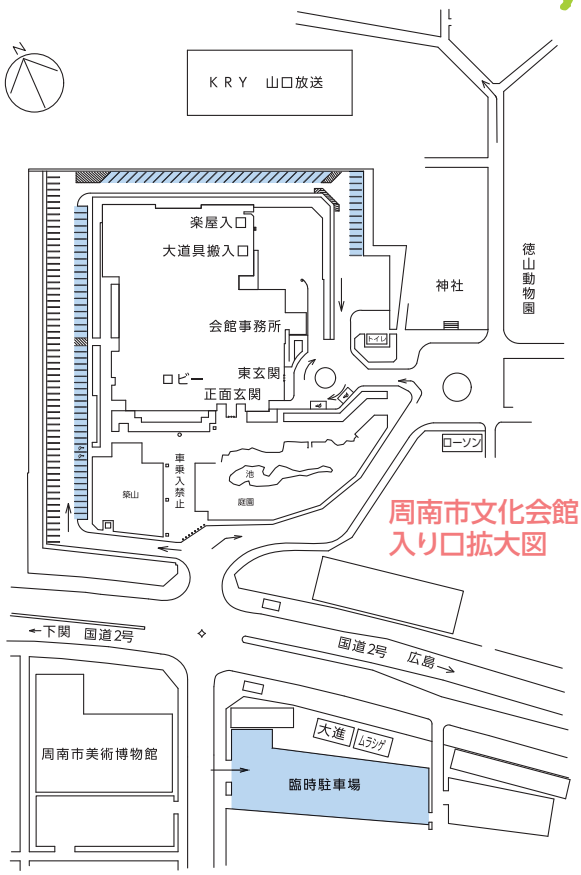

駐車場は周南市文化会館駐車場をご利用下さい。混雑が予想されます。駐車場内では係員の指示に従って下さい。

■ 自動車

山陽自動車道
- 徳山西ICより　20分（14km）
- 徳山東ICより　8分（5km）

中国自動車道
- 鹿野ICより　40分（25km）

■ JR徳山駅より

- 徒歩（1.8km）　20分
- タクシー　5分
- バス　5分

徳山駅みゆき口のバスターミナル
4番のりば「金剛山経由北山行き」
6番のりば「バイパス経由のバス」
8番のりば「ちょい乗り100円バス(9時～18時)」
「動物園文化会館入口」下車

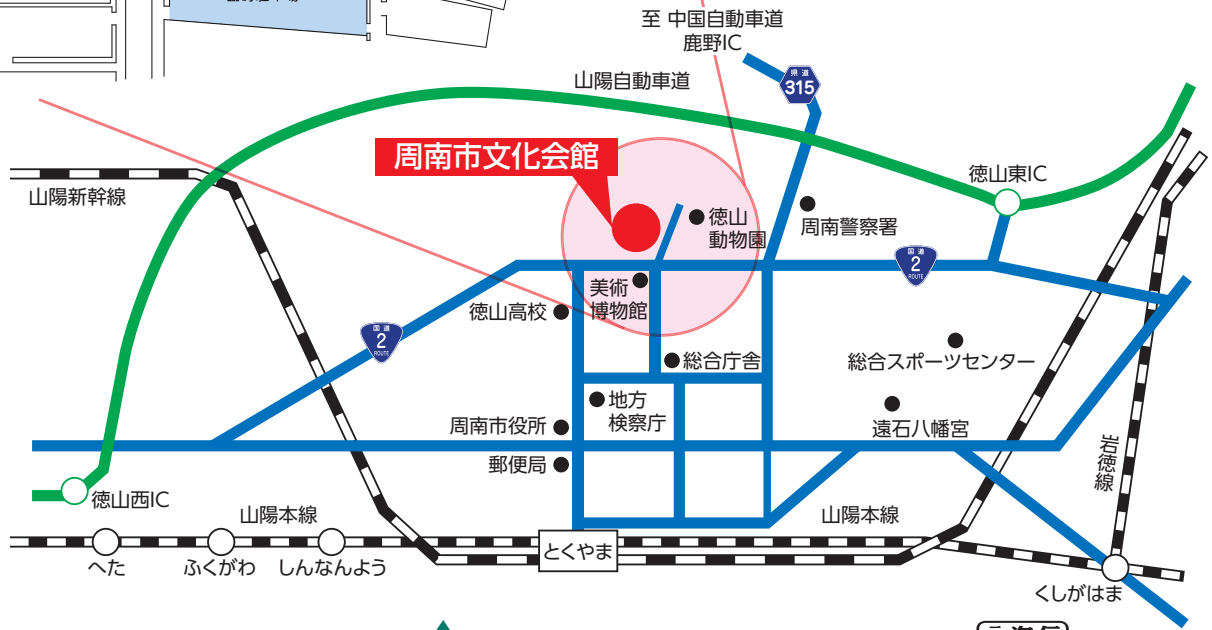

JA山口県

伝えたい次代へこの故郷を

https://www.ja-ymg.or.jp/